

電子的診療情報連携体制整備加算 3（外来）
電子的診療情報連携体制整備加算 2（入院）

2026年6月1日

当院では、電子的診療情報体制整備加算 3（外来）
電子的診療情報体制整備加算 2（入院）
に係る施設基準にもとづき以下の体制を整備しています。

- ① オンライン請求を行っております。
- ② オンライン資格確認を行う体制を整備しています。
- ③ オンライン資格確認より取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な情報を活用して診療を行っています。
- ④ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者さんへ無料で交付しています。
- ⑤ 医療 DX 推進の体制に対する事項及び情報の取得・活用等について、院内の見やすい場所に掲示し、当院のホームページにも掲載しています。
- ⑥ 明細書の無料交付について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示し、当院のホームページにも掲載しています。
- ⑦ 専任の医療情報システム安全管理責任者を配置しています。
- ⑧ 職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施しています。

上記体制により、2026年6月1日以降、
外来時：初診4点 再診2点
入院時：80点を算定致します。

当院では、医療 DX を推進し、質の高い医療の提供に努めています。